

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第101号）

- 1 異議申立てとなった本件公文書（諮問案件第160号）
石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験）における平成7年度から平成21年度までの合格最低点
- 2 担当課（所） 人事委員会事務局総務課
- 3 異議申立て等の経緯
 - (1) H22. 4.19 公開請求
 - (2) H22. 4.30 一部公開決定
 - (3) H22. 6.16 異議申立て
 - (4) H22. 6.28 諮問
 - (5) H23. 6.10 答申
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
一部公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
平成16年度及び平成17年度第2次試験の合格最低点	条例第7条第2号 (個人情報)	非公開	<p>条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハマまでを掲げている。</p> <p>職員採用候補者試験の得点については個人に関する情報であることは明らかであり、ただし書のいずれかに該当する特段の事情もないので、同号本文の該当性について検討する。</p> <p>実施機関は、個人情報保護条例に基づき当該試験における受験者の得点情報について開示請求に応じているため、合格者が2名の場合に合格最低点を公開すると、得点の高い合格者が自己の得点の開示を受ければ、他方の合格者の得点を知ることができるので、合格最低点から個人を識別でき、当該個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、合格者が2名である年度における合格最低点は条例第7条第2号本文に該当する。</p>

- 5 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第101号

答 申 書

平成23年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年4月19日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における平成7年度から平成21年度までの第1次試験及び第2次試験の合格最低点

2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年4月30日に、本件公開請求について、「平成7年度から平成21年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

- ・平成16年度第2次試験の合格最低点
- ・平成17年度第2次試験の合格最低点

（公開しない理由）

条例第7条第2号（個人情報）に該当

合格者が2名であるため、合格最低点を公開することにより本人が特定されてしまい、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年6月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成22年6月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 合格者が2名の場合の合格最低点を公開しても、2名のうち一方の得点が判明するだけで、それが2名のうちのだれの得点かは依然不明であり、特定個人の権利利益を侵害することはない。
- (2) 実施機関は、理由説明書で、個人の得点が識別され得るとしているが、それができるのは、得点の高い方の合格者のみであるので、異議申立人に公開されたとしても、個人の得点が識別されることはなく、条例第7条第2号本文に該当しない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書のうち平成16年度及び平成17年度の第2次試験の合格者数は、いずれも2名である。合格者が2名の場合、一方の合格者が、合格最低点の公開を受け、かつ、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に基づき自己の得点に関する情報の開示を受けることにより、他方の合格者の得点が識別され得ることから、合格者が2名の年度における合格最低点については、条例第7条第2号本文の個人情報に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

石川県職員採用候補者試験（職務経験者）に関する平成7年度から平成21年度までの第1次試験及び第2次試験の合格最低点を記載した文書である。

3 条例第7条第2号の該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハまでを掲げている。

職員採用候補者試験の得点については個人に関する情報であることは明らかであり、ただし書のいずれかに該当する特段の事情もないので、同号本文の該当性について検討する。

(2) 実施機関は、平成16年度及び平成17年度の第2次試験の合格最低点について、合格者が2名であるため、公開することにより特定個人の得点が識別され得るおそれがあると述べているが、一方、異議申立人は当該情報の公開を受けても、2名のうちどちらの得点であるかを識別することができないと主張している。

(3) 実施機関は、個人情報保護条例に基づき当該試験における受験者の得点情報について開示請求に応じているため、合格者が2名の場合に合格最低点を公開すると、異議申立人も述べるように、得点の高い合格者が自己の得点の開示を受ければ、他方の合格者の得点を知ることができるので、合格最低点から個人を識別でき、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、合格者が2名である年度における合格最低点は条例第7条第2号本文に該当する。

以上のことから、実施機関が、本件処分において一部公開決定したことは、特段不合理ではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 6 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 6 0 号)
平成 22 年 11 月 9 日	○実施機関(事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 22 年 12 月 8 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 23 年 2 月 14 日 (第 209 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 5 月 26 日 (第 213 回審査会)	○事案の審議を行った。